

## 第2期播磨町スポーツ推進計画策定支援業務仕様書

### 1 業務名

第2期播磨町スポーツ推進計画策定支援業務

### 2 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月27日まで

### 3 業務の目的

平成25年4月に策定した「播磨町スポーツ推進計画」は、国の「スポーツ推進計画」や「兵庫県スポーツ推進計画」に基づき、本町のスポーツ施策を推進するための基本となる計画として策定している。

この「播磨町スポーツ推進計画」は、10年計画であり令和4年度が終了年度にあたることから令和4年度中に新たな10年計画として「第2期播磨町スポーツ推進計画」を策定するものである。

### 4 業務内容

業務の委託内容は、概ね次のとおりとする。なお、具体的な手法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された提案の内容を受けて協議するものとする。

#### (1) 播磨町民の運動・スポーツに関するアンケート調査の実施

住民のスポーツ活動に関する現状を把握し、今後のスポーツ推進に関するニーズ及び課題等を把握、分析する。

- ・業務内容：設問設定、調査票の作成・印刷、返信用封筒（受取人払）印刷、封入封緘・宛名ラベル貼り、回収・開封、集計分析

※質問項目は、スポーツ推進計画策定に活用できる設問内容とすること。

※対象者及び対象数：調査数は1,000件とし、20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代・80歳代の7世代を対象とし、各世代及び男女の区分においてほぼ均等に行うものとする。

※設問数等：おおむね30～40設問（1種類）、A4版、約12頁

※返信用封筒は、長3封筒とする。

※料金受取人払の申請等の事務手続きの支援を含む。

※アンケート調査実施にかかる郵送料に関しては受託者の負担とする。

※本町で対応：対象者の抽出・宛名ラベルの作成

(2) 関係団体等へのアンケート調査の実施

播磨町内で活動するスポーツ関係団体へのアンケート調査により、住民アンケートでは抽出できないニーズや課題を把握する。

- ・業務内容：設問設定、調査票の作成・印刷、集計分析

※質問項目は、スポーツ推進計画策定に活用できる設問内容とすること。

※対象者：総合型地域スポーツクラブ関係者、体育協会関係者、スポーツ推進委員、スポーツ指導者 等

※アンケート調査実施にかかる郵送料に関しては受託者の負担とする。

※本町で対応：対象者の抽出・宛名ラベルの作成

(3) 第2期播磨町スポーツ推進計画策定業務

アンケート結果及び播磨町の既存事業の取り組み状況、策定委員会が示す各種策定方針に基づき、その他専門的見地や他市町の状況を勘案し、計画作成を行う。

①現状分析

- ・統計的数値把握・分析
- ・国・県施策、上位計画等の動向・分析
- ・現行施策の状況把握・効果分析

②計画の見直し検討等

- ・計画骨子（案）の作成
- ・計画素案の策定及び検討
- ・計画書及び概要版の編集

(4) 策定委員会の運営支援（会議の開催は3回程度の開催予定）

策定委員会で方針を出せるよう、資料の作成等を行う。

- ・資料の作成
- ・出席及び議事進行支援
- ・他市町などの情報収集
- ・会議の場へ対応できるスタッフを派遣
- ・会議録の作成及び提出

(5) 成果品の納入

- ・調査結果報告書（1色刷 50部）
- ・計画書印刷製本（A4版、両面印刷、1色刷、表紙コート紙、50頁程度、200部）
- ・標準的に印刷所に出稿できるデータ様式（Word、Excel形式）及び町ホームページ用のPDF形式を収めた電子データ一式（CD-R）

## 5 留意事項

- (1) 本仕様に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。
- (2) 支払いは、当町の完了検査終了後に請求を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

## 6 再委託の禁止

業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。ただし、一部で、かつ主要部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

## 7 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権〔(著作権法 昭和 45 年法律第 48 号) 第 27 条 (翻訳権、翻案権等) 及び第 28 条 (二次的著作物の利用に関する原作者の権利) に定める権利を含む〕を譲渡するものとする。  
ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 委託者は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は、本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本町の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。

## 8 個人情報の取扱い

受託者は、本業務 (再委託をした場合を含む) を通じて知り得た情報を秘密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

なお、契約終了後も同様とする。

## 9 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「播磨町個人情報保護条例」を遵守し、適切な管理に努めなければならない。

## 1 0 その他

- (1) 契約後、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。
- (2) 契約後、本仕様書の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。

## 1 1 業務締結後のスケジュール（予定）

令和4年	6月	アンケート調査実施
令和4年	8月	分析結果報告 第1回策定委員会
令和4年	10月	計画素案提出
令和4年	11月	第2回策定委員会
令和5年	1月	計画（最終案）提出 1月上旬～1月中旬 パブコメの実施
令和5年	1月	第3回策定委員会
令和5年	2月	計画策定完了
令和5年	3月	成果物納品